

熊本県立劇場

カフェ運営候補者募集要項

令和8年5月

熊本県

熊本県立劇場カフェ運営候補者募集要項

熊本県（以下「県」という。）では、熊本県立劇場のサービス施設として、令和10年3月からカフェを運営する候補者を募集します。

1 募集する施設の概要

- (1) 名称 熊本県立劇場（以下「県立劇場」という。）カフェ
- (2) 所在地 熊本市中央区大江二丁目7番1号
- (3) 施設の沿革
昭和57年12月4日 開館
- (4) 施設内容
 - ①施設規模 面積：349.27㎡（別添1-1「平面図1」及び別添1-2「平面図2」のとおり）
※上記面積は「売店スペース」を含めた面積です。売店スペース（約8.69㎡）を除いた提案も可能です。
※売店スペースを除いた貸付面積：340.58㎡
 - ②客席数 [参考] 現在設置されているサイズの場合
テーブル（26卓）、座席（約100席）
 - ③駐車場 なし〔ただし、県立劇場の駐車場（400円/回）利用可能〕
※今後、駐車場料金は改定となる可能性があります。
- (5) 施設の入場者数

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
県立劇場全体	332,555人	459,225人	485,309人

※令和5年度は改修工事に伴う施設の貸出停止期間（11月13日～3月15日）あり。

2 カフェ・売店スペース運営に当たっての基本的な考え方

県立劇場は、本県における芸術文化振興の拠点施設としてコンサートホール・演劇ホールその他、大大会議室等を兼ね備えた県内随一の文化施設です。

芸術文化の鑑賞者や創作活動等の利用者の他に、劇場利用者でない人に対してもより良いサービスを提供するため、管理運営に当たっては、次の事項に留意した業務の運営が必要です。

- ①多様な利用者のニーズに対応したサービスの提供に努めること。
- ②県民の文化・教育及び福祉の向上に資するよう管理運営を行うこと。
- ③指定管理者と連携し、利用者の意見や要望を管理運営に反映させること。
- ④効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の節減に努めること。
- ⑤その他、公の施設として求められる機能・役割を担うこと。

3 募集条件

- (1) 運営主体
第三者に一括再委託することなく、原則選考された事業者が自ら運営することとします。
ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合の一部再委託は可能とします。
- (2) 業態
県立劇場は、本県の芸術文化振興の拠点施設であり、芸術文化に親しむ良好な環境、施設来場者の年齢層が子どもから高齢者、家族連れまで幅広く、また劇場利用者でない人も利用したいと思えるような、誰でも気軽に利用ができる「カフェスタイル」とします。

①メニュー

- 軽食を中心としたメニューとし、飲料やデザートメニューまで提供できるよう構成してください。
- アルコールの提供も可能です。

②価格

- 利用者が気軽に利用でき、かつ内容に満足できる価格設定にしてください。

③営業日時

- 県立劇場の開館日は原則として全て営業してください。

<県立劇場の休館日>

- ・休館日 12月29日から翌年1月3日まで
- ・保守点検等のため、指定管理者が別に定める休館日(2日/月)を設けます。

- 営業時間は、昼食前から対応できるような時間設定とし、少なくとも夕方までの時間帯にしてください。なお、可能な限り夜間の公演終了後の飲食等にも対応できるよう運営してください。

<県立劇場の開館時間>

- ・開館時間 午前9時から午後10時まで
- ・指定管理者が開館時間を変更することがあります(年間数日)。

④3つの方向性

- 県立劇場に人々が集い、地域の発展を支える機能をもった「新しい広場」としての賑わいを創出するため、令和6年度に現在のレストランススペースも含めたエントランススペースの利活用の検討を行い、以下の3つの方向性(求められている機能)を取りまとめました。

<求められる3つの機能>

- ・飲食(軽食)スペース: 日常的に開いており、誰もが気軽に利用できる飲食スペース
- ・多目的・開放スペース: 公演等の待ち時間に座って過ごせるスペース
自由に使えるスペース
(例) 休憩スペース、無料オープンスペース、学習スペース 等
- ・展示スペース: 若手芸術家等の発表ができるスペース
子どもを連れて過ごせる場所
(例) アートギャラリー、子どもの作品展示 等

- 「飲食(軽食)スペース」はカフェの中で対応することとしますが、「多目的・開放スペース」や「展示スペース」に対する取組みについて、貸付面積内で実施する企画があれば提案してください。

⑤指定管理者との連携・劇場内のカフェならではの取組み

- 県立劇場は本県の芸術文化の拠点施設であることから、公演内容と連動したサービスや商品の提供や、指定管理者の自主事業との連携など、劇場内のカフェならではの取組みについて提案してください。

- (例) ・公演内容と連動した追加メニューやホワイエでの飲食提供
- ・カフェスペース内でのミニコンサートの開催 等

⑥その他の関連サービス

- 駐車場料金に対するサービス対応等があれば提案してください。
 - SNS を活用した広報的な取組みなど、考えている情報発信方法があれば教えてください。
 - 劇場利用者でない人も来てくれるような取組みがあれば提案してください。
- (例) 1 オーダー制で勉強での使用を可能にする 等

【売店スペース】

売店スペースも含めた貸付を希望する場合は、活用方法について提案してください。
なお、現状と同様、自動販売機の設置も可能です。(設置台数も1台から可能)

4 貸付期間

貸付期間は、令和10年3月1日から令和14年3月31日までの4年1か月間とします。
ただし、1回に限り5年を限度に更新が可能です。
なお、改修工事の進捗状況によっては貸付期間が変更となる可能性があります。

5 貸付料

貸付料の基準価格は、2,231,534円/年(消費税抜き)としますので、基準価格以上で、応募事業者から貸付料の提案を求めます。(原則として4年間同一価格)

売店スペースを除いて提案する場合の貸付料の基準価格は、2,174,152円/年(消費税抜き)です。

応募事業者が提示した見積価格(年間分、消費税抜額)に100分の110を乗じて得た額をもって年額貸付料とします。

年額貸付料は、県の発行する納入通知書により、県が指定する期日までに全額納入してください。
令和10年3月分の貸付料は、年額貸付料に1/12を乗じた金額により算定します。

また、運営に要する電気、水道、ガス代等は、別途支払う必要があります。

なお、貸付料の基準価格は、運営候補者決定から運営開始までの間に変更となる可能性がありますますが、その場合は、協議により最終的な貸付料を決定することとします。

6 備品、改装について

現在のレストランスペースについては、老朽化が進んでいることから、床材の張替等の改修工事を令和9年度に行う予定としており、厨房設備においても、必要な設備の更新を行う予定としていますので、必要な設備の一覧(別紙様式4-7)を提出してください。

提案された内容を候補者決定後、県と候補者が協議の上、県が準備するとした必要な設備については県の方で整備を行います。

※提案された設備一覧を全て県で準備することを約束するものではないのでご注意ください。

7 公募参加資格

公募に参加することができる者は、次の要件をすべて満たす者とします。

- ①熊本県内に主たる営業所(本社機能)を有し3年以上の営業実績があること。
- ②過去5年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。
- ③労働者災害補償保険に加入していること。
- ④県税、法人税、所得税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- ⑤会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- ⑥賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合など、明らかにカフェ経営者として不適当と認められる者でないこと。
- ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規

定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員（以下この条項において「暴力団員」という。）又は熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下この条項において「暴力団密接関係者」という。）であると認められる者でないこと。

- ⑧法人又は法人格を有しない団体にあつては役員（法人登記簿に登載されている者、法人格を有しない団体にあつては役員として活動している者）が暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。

8 提出書類

応募者は、以下の書類を県に提出していただきます。

なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

(1) 参加表明書の提出

1. 提出書類及び部数

- | | |
|--|----|
| ①参加表明書（別紙様式1） | 1部 |
| ②誓約書（別紙様式2） | 1部 |
| ③定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類 | 1部 |
| ④法人にあつては、当該法人の登記簿謄本 | 1部 |
| ⑤直近の一事業年度の決算書（写） | 1部 |
| ⑥納税証明書（直近年分） | |
| (ア)法人税、所得税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書 | 1部 |
| (イ)熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書 | 1部 |
| ⑦食品衛生法営業許可指令書（写） | 1部 |

2. 提出先及び提出期間

- ①提出先 熊本県 観光文化部 観光文化政策課
〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号（県庁本館7階）
- ②提出期限 令和8年6月8日（月）～19日（金）午後5時までとします。
※1 郵送の場合、書留郵便により期限日の午後5時までに必着のこと。
※2 電子メール、ファクシミリでの提出は認めません。

(2) 事業提案書の提出

1. 提出書類及び部数

- | | |
|-----------------------------------|----|
| ①熊本県立劇場カフェ運営候補者申込書（別紙様式3） | 1部 |
| ②県立劇場カフェ（・売店スペース）事業提案書（別紙様式4-1～8） | 5部 |
| ③営業形態のわかるパンフレット等がある場合 | 5部 |
| ④事業者の取組に関する申出書（別紙様式5）及び添付書類（写） | 1部 |

2. 提出先及び提出期間

- ①提出先 熊本県 観光文化部 観光文化政策課
〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号（県庁本館7階）
- ②提出期限 令和8年6月15日（月）～26日（金）午後5時までとします。
※1 郵送の場合、書留郵便により期限日の午後5時までに必着のこと。
※2 電子メール、ファクシミリでの提出は認めません。

(3) 提出に要する経費及び提出書類の取扱い

- ①提出に要する経費は全て提出者の負担とします。
- ②提出書類はお返しできません。
- ③提出された書類は、必要に応じ複写します。ただし、使用は県庁内での検討の用に限りです。
- ④提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づき開示することがあります。

9 現地説明会の実施

募集要項の説明、並びに施設見学のための現地説明会を、次のとおり開催します。

参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加する方の氏名をあらかじめ県観光文化政策課(096-333-2154)に連絡してください。(1法人・団体につき3人まで)

- ①開催日時 令和8年6月3日(水)午前10時から1時間程度
- ②集合場所 熊本県立劇場レストラン前

10 審査方法

(1) 審査会

運営候補者を決定するための審査会を実施します。

審査会において、事業計画書を提出された法人その他の団体の代表者、又は代理の方から提案内容のプレゼンテーションをお願いします。(1法人・団体につき3人まで)

詳細な日時、場所等については改めて連絡します。

※1者のみ応募の場合も審査会を開催します。

(2) 審査基準と配点

審査は事業計画の内容(メニュー、価格、サービス内容等)、営業実績、貸付料の提案価格等を総合的に評価し、審査員のそれぞれ審査した評価点の合計が最も高い応募者を運営候補者として決定します。

※今回応募した全ての業者が、審査会での評価点(各審査員の評価点の平均点)が60点を下回った場合は、本募集では候補者の選定を行わずに再募集を実施することとします。

項目	審査基準	配点 (100点満点)
運営のコンセプト及びメニュー	○運営コンセプトが劇場のサービス向上に資するものか。 ○魅力的なメニュー内容、適正な価格設定となっているか。 ○営業時間が来館者のニーズに対応しているか。	20
利用者向上等の取組内容	○3つの方向性に関する提案があるか。魅力的な内容であるか。 ○指定管理者との連携や劇場内のカフェならではの取組みが考えられているか。 ○その他関連サービス内容が適切か。 ○売店スペースの提案内容が魅力的なものであるか。	25
運営体制	○適切な人員配置が計画されているか。 ○安定した経営や収益が見込めるか。 ○食品の安全管理、苦情・要望等への対応は適切か。	15
経営基盤	○財政状況に問題はないか。 ○従業員教育は適切か。	10
貸付料	○貸付料の提案価格は基準価格以上となっているか。	20
厨房設備	○厨房設備の内容が過剰なものとなっていないか。	5

事業者の取組み	①熊本県ブライツ企業の認定を受けているか。	1
	②障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）があること、または、③協力雇用主登録制度に登録があること。	1
	④事業活動温暖化計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Actionのいずれかの認証等、または⑤森林吸収量認証書の交付実績（当該年度又は前年度）があるか。	1
	⑥熊本県渋滞対策パートナー登録制度に登録していること。	1
	⑦熊本県SDGs登録制度に登録していること、または、⑧パートナーシップ構築宣言に登録していること。	1
	評価点数合計	100

(3) 無効又は失格

本要項中記載しているもののほか、以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となる場合があります。

- ①事業計画書の提出方法、提出先、提出期限などが守られないとき
- ②事業計画書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ③事業計画書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ④虚偽の内容が記載されているもの
- ⑤その他、審査を行うに当たって、不相当と認められるもの

(4) 選定結果の通知

選定結果については、各応募者に直接文書で通知し、運営候補者においては、県ホームページに掲載します。

運営候補者の選定から運営開始まで1年以上の期間があることから、県と運営候補者で覚書を締結することとし、正式な貸付契約は令和9年度に締結する予定です。

1.1 質問について

本公募要項に関する質疑を次のとおり受け付け、県ホームページ上に回答します。

なお、電話や来訪による口頭での質問や期限後の質問にはお答えできませんので、ご了承ください。

- ①提出様式 別紙様式6
- ②提出期限 令和8年5月25日（月）～6月5日（金） 午後5時（必着）
- ③提出方法 電子メール、ファクシミリ
- ④提出先 E-mail : kankobunka@pref.kumamoto.lg.jp
F A X : 096-381-3343

1.2 貸付上の条件

○食品衛生について、カフェ・売店スペース運営に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期してください。

○営業に伴い生じるごみ等については、運営者の責任のもと処理してください。

○常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければなりません。

○貸付物件の現状を変更しようとするときは、県の承認を受けなければなりません。

○貸付物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはなりません。

○県は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付期間にかかわらず催告なく貸付契約を解除することができます。

- ①貸付契約を締結した者が貸付契約の条件に違反する行為があると認めるとき。

- ②貸付契約を締結した者が虚偽の申請を行い貸し付けを受けたとき。
 - ③貸付契約を締結した者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この条項において「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条項において「暴力団員」という。）又は熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号。以下この条項において「条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者であると認められるとき。
 - ④貸付契約を締結した者又は貸付契約を締結した者の使用人（条例第2条第4号に規定する公安委員会規則で定める使用人をいう。以下この条項において同じ。）が貸付契約を締結した者の行う事業に関し法第2条第2号に規定する暴力団（以下この条項において「暴力団」という。）の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益を供与したと認められるとき。
 - ⑤貸付契約を締結した者又は貸付契約を締結した者の使用人が貸付契約を締結した者若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与えることを目的として暴力団の威力を利用したと認められるとき。
- 契約の解除によって生じた貸付契約を締結した者の損失については、県は何らその責めを負いません。
- 貸付契約物件について支出した有益費その他の費用については、県に請求することはできません。
- 貸付契約条件に違反したために県に損害を与えたときは、県の定める損害賠償金を支払わなければなりません。
- 県が貸付契約を解除したとき、又は貸付契約期間が満了したときは、貸付契約者は、自己の負担で県の指定する期日までに貸付契約物件を原状に回復して返還しなければなりません。
- 県は、貸付契約物件について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その都度貸付に関し指示することがあります。
- 県立劇場の工事休館等により、営業ができない場合、県に営業補償を求めることはできません。
〔休業期間に応じた貸付料の返還をすることがあります。〕

1.3 主なスケジュール

- | | |
|-------------|------------------|
| ①募集要項の公開 | 令和8年5月25日（月） |
| ②現地説明会 | 令和8年6月3日（水）午前10時 |
| ③質問票受付期限 | 令和8年6月5日（金） |
| ④質問に対する回答 | 令和8年6月12日（金） |
| ⑤参加表明書提出期限 | 令和8年6月19日（金） |
| ⑥事業提案書提出期限 | 令和8年6月26日（金） |
| ⑦審査会の開催 | 令和8年7月2日（木）（予定） |
| ⑧選定結果の通知、公表 | 令和8年7月8日（水）（予定） |
| ⑨覚書の締結 | 令和8年7月中旬 |
| ⑩営業の開始 | 令和10年3月～（予定） |

<問い合わせ先>

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
 熊本県 観光文化部 観光文化政策課
 （県庁本館7階）
 担 当：上、中島
 電 話：096-333-2154
 F A X：096-381-3343
 E-mail：kankobunka@pref.kumamoto.lg.jp